

大綱「一点目、」ゆきどどいた教育のために、教職員を増やし、非常勤の処遇改善を求める」  
「」について、伺います。

（1）仙台区の努力に目を向けて、「三十五人学級」を全県で

仙台区の中学校で、国の措置による第1学年だけでなく、今年度から第2学年も一クラスが「三十五人以下」になりました。郡和子市長の中学校の「三十五人以下学級」について、仙台区内の中学校からお話を伺ったところ、どの校長からも、「学習指導でも、生徒指導でも、事務の負担軽減でも、効果がある」という答えが返ってきました。

「三十五人以下学級」政策のおかげで第2学年が5学級から6学級になった中学校長のお話です。「学習指導については、一斉授業が三十九人から三十人になって指導がゆきとどきやすくなった。数学、英語の少人数指導も、二十人ずつの予定が十五人ずつになったので、生徒がどこでつまづいているかがよくわかり、よりていねいに指導できるようになった」「生徒指導についても、生徒の『生活記録ノート』に担任が毎日目を通して返事を書くことができるようになった。いじめの兆候を早く把握できるし、小まめに家庭との連絡を取りやすい。担任が見る生徒の人数が少なくなると、より目がゆきとどくようになった」。別の中学校では、教員がどう評価しているか、教えていただきました。「とくに（理科の）実験の授業で目が届きやすい」「木材加工などの作業を伴う授業で…安全指導をしやすい」「一クラス当たりの要配慮生徒が少なくなり、より目をかけることができる」（生徒の）人間関係を考慮したクラス編成がしやすい」というお話を聞くことができました。

印象的な意見がありました。「さまざまなる事務処理、二者面談、三者面談、通信票などの作成といった一つひとつが、三十五人未満と四十人未満とでは、数人分の違いとはいえ、実際にかかる時間も、その負担感もかなり違ってくる」。

ここには、現場の教職員が「三十五人以下学級」政策に、いかに励まされているかが現れています。

県教委も、少人数学級の効果は認めると思いますが、お答えください。

現場の先生方は、学校の教職員を増やして、「三十五人以下学級」を進め、教育に対する期待にこたえる道を希望していました。

県内の市町村教育委員会協議会、小学校長会、中学校長会は、繰り返し「三十五人以下学級」の早期実現を県教委に要望してきています。

知事は、どう考えていますか、お答えください。

少子化で児童数が減っているため、すでに県内の小中学校では、およそ3分の2の学級

が三十五人以下になっており、「三十五人以下学級」への移行はやりやすくなっています。

仙台市以外の小学校で、ただちに「三十五人以下学級」に移行するとした場合、増やす学級数は第3学年、第4学年、第5学年で約三十、第6学年が約四十で、増やす学級数は合計約百三十学級にすぎず、増員する必要がある教員も約百三十人にすぎません。

仙台市以外の公立小学校に配当された教員定数は平成三三年度に四千六百七十人でしたが、平成二八年度は四千二百九十八人で、5年間で三百七十二人、平均して年七十四人減少しています。ですから、教職員数を減らさず維持するだけで、段階的に4年間で小学校の全学年を「三十五人以下学級」に移行させることができます。これに要する経費の増額は毎年2〜3億円という規模です。

仙台市以外の中学校の場合、第2学年で増やす学級数は約五十、教員は約六十人必要です。第3学年で増やす学級数は約四十で、教員は約五十人の増員が必要です。2年間で移行するとしたら、これに要する経費の増額は年4〜5億円という規模です。

仙台市が来年度から中学3年も「三十五人以下」編成にすれば、他の市町村との格差がさらに広がります。県教委は、「三十五人以下学級」をますます迫られていると思いますが、お答えください。

## (2) 教職員を増やすとともに、学校業務の大胆な見直しを

教職員がもつ子どもたちと向き合うことができるようにするために、平日に平均十二時間近くも働き、土日も部活動の指導などで出勤しているという、異常な長時間労働を是正することが緊急に求められています。

日本共産党は、教員の持ち時間数の上限を定めて、そのための定数改善を計画的に進めることを国政の場に提案しています。

政府は、問題の根底にある教員定数の見直しではなく、「一年単位の変形労働時間制」の導入を検討していますが、それでは異常な長時間労働が固定化され、問題は解決しません。現に、約9割の学校で変形労働時間制を導入している国立大学付属校では、全国大学高専教職員組合の調査によれば、導入後に労働時間はむしろ長くなっています。

訪問した中学校で、「教員の空き時間が、せめて一日に2コマほしい」という意見を伺いました。授業準備、テストの採点、生徒指導のほかに、各種委員会の打ち合わせや報告書づくりなどの校務がどっさりあるからです。悉皆研修や会議で出張する教員、年休の取得や病気で休む教員がいれば、誰かが代わりに授業をしなければならず、その教科を教えることができる教員がその時に空き時間でなければ、学年の時間割を組み替えたり、教頭や校長が代わりに授業に入っています。

現場の校長及び先生方から、「教職員は絶対的に不足している、増やしてほしい」と力説されましたが、県教委の認識をお答えください。

関連してですが、「代替教員をお願いしても、なかなか配置されない」という声があります。産休・育休、病休の代替など、小中学校の現場から要望に対して、まだ配置できて

いない人数は何人か、地域による偏り、講師のなり手不足は何が原因と考えているか、お答えください。教職員を確保する県教委の責任は大きいと思いますが、対応についての考えもお聞かせください。

教職員の長時間労働の是正が叫ばれています。一部で始まっている、ICTを活用した簡便な方法で客観的に勤務時間を把握する取り組みは、業務の大胆な改善を進める土台になり、勤務の改善が求められている教頭の負担も軽くできるので、導入を拡大できないでしょうか。

他県では、教職員のお話し合いにもとづいて業務を大胆に削減したうえで、全教職員が毎日夕方6時前に退勤する学校が登場しています。大胆な改善のヒントも知恵も現場にあります。教職員の意見をくみ上げること、現場の努力を奨励する環境づくりを求めますが、合わせてお答えください。

長時間労働と並んで、臨時的任用教員の処遇改善が求められています。常勤職員との均衡を趣旨として平成三十二年度から会計年度任用職員制度が導入されますが、それまでの期間の取り組みが大事です。

いわゆる「定数内講師」については、正規教員と同等に処遇することとし、共済保険には加入を原則とし、取得しなかった年休についても次年度に繰り越せるようにすべきですが、いかがですか。

臨時的任用教員の中に、一級―57号俸で昇給が頭打ちになっている人がいます。これは義務制の学校の教員で月額二十五万四千円、高校の教員で二十五万四千八百円ですが、国が「頭打ちそのものが妥当ではない」という考え方をとっています。昇給することができると、改善を急ぐべきですが、お答えください。

### (3) 私学助成の拡充と私学教職員の処遇改善を求める

非正規教員の正規化と処遇改善は、私立学校でも喫緊の課題です。宮城県の私立学校では非正規教員の比率が全国平均の2倍、三〇%を占めています。私立高校で、週に十八コマという、高校としては多い授業を受け持つても、報酬は月二十万円をなんとか超える程度で、公立との格差は歴然としています。授業コマ数がすくない講師は私学共済に加入できず、本人負担が大きい国民健康保険に加入しています。通算で5年を超えて労働契約が繰り返されたら無期契約に転換するという労働契約法が成立した後、非正規教員の雇用を3年程度で打ち切るにする契約が増えています。県は、こういった私学の非正規教員の処遇悪化をどのように把握していますか。運営費補助の拡充が望まれています。お答えください。

就学支援金制度について、二〇二〇年度から改正する与党合意の拡充策が示されていま

す。高校で生活保護世帯・住民税非課税世帯は平均授業料の全額（年三十九万六千三百十三円）を支給する、年収三百五十万円未満の世帯は年三十五万円、年収五百九十万円未満の世帯は年二十五万円まで支給するというものです。

私立高校の授業料の平均は三十四万円なので、補助対象になっていない施設整備費を引き下げて、授業料の割合を増やすと、この拡充策を活用して生徒・保護者の負担をより軽減できるので、学校側といっしょに検討できないでしょうか。

学校が授業料を減免したら、そこに県が8割く4割を補助し、学校も減免分の1割く2割を補助するというのが今の仕組みですから、授業料減免を拡充すれば学校負担がその分だけ増えます。そこで、この就学支援事業を県の直轄事業にできないかという提案があります。合わせてお答えください。

**大綱二点目、原発政策の転換と女川原発再稼働の是非に関わる県民投票について伺います。**

**(1) 重大事故は起こりうる、県民投票実現は安全の原理にかなった根拠のある主張**

東北電力は女川原子力発電所2号機の再稼働をめざしています。しかし、どんな世論調査でも、過半数の県民が女川原発の再稼働に反対しています。

歴代の原子力規制委員会の委員長が「審査に合格しても安全だとは申し上げない」と発言しています。東北電力も昨年十月三十一日、市民団体の公開質問に答えて「事故は起こりうる」と認めています。再稼働反対の最大の理由は、重大事故が起こりうることです。

女川原発の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求める直接請求署名が取り組みられています。

ISO（国際標準化機構）やIEC（国際電気標準会議）などの、安全に関わるルールと規格を定めている「国際安全規格」は、「安全とは、許容できないリスクがないこと」と定義しています。

安全かどうかを判断して決めるのは、そのリスクを受ける可能性がある人間一人ひとりです。だからこそ、女川原発の再稼働にもなるリスクについて、「受け入れられない」と考えるか、「やむを得ない」と考えるか、一人ひとりが判断して、それを表明する機会を求めることは当然のことで、県民投票を求める県民には大きな根拠があると考えますが、お答えください。

**(2) 避難計画は前提が崩れている、避難が困難な場合は稼働を認めるな**

再稼働反対の理由に、被ばくしないで安全に避難できる保障がないことが挙げられています。

九月十三日に県と宮城県バス協会が「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」を締結しましたが、緊急輸送の要請に対して宮城県バス協会が対応するのは「協力可能な範囲」に、限られています。

また、運転手の被ばく限度は、一般県民と同じ一ミリシーベルトで、宮城県バス協会は九月十九日付けの会員事業者に対する『お知らせ』で、「この協定は、被ばくの恐れがある地域に、民間バスの運転手を強制的に向かわせるもの」ではないと、しています。

県の防災計画原子力災害対策編では、バスによる避難が大事な柱になっていますが、避難する住民にとって、バスが計画どおりにくるかどうかはまったく不透明です。

避難計画は前提が崩れていると思いますが、お答えください。

日本中の原発で実効性のある避難計画がつかれないでいるのは、重大事故は起こらないという前提で原発立地指針を定め、人口密集地の近くに原発をつくってきたからです。

IAEA（国際原子力機関）の規制基準は、「深層防護」の第5層で「住民避難」を規定しており、原発事故時の避難に規制機関が責任をもつことになっています。アメリカでは重大事故が発生したときに住民が避難できないと判断され、建設された後に一度も稼働しないで廃炉にされた原発があります。しかし、新規規制基準には、これに相当する規定はなく、避難計画に実効性があるかどうかを、誰も検証しません。

知事は、再稼働の是非の判断にあたって、「住民の避難が困難な場合は認めない」という立場で判断していただきたいのですが、お答えください。

### (3)、「PLAN自治体との事前了解権のある」「安全協定」締結は当然

茨城県の東海第二原発をもつ日本原電が三月二十九日、実質的な事前了解権のある新しい安全協定を締結しました。立地自治体の東海村だけでなく、隣接自治体の日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、そして隣々接自治体の水戸市まで、締結自治体を拡充したことがニュースになりました。

原発が立地する自治体および周辺自治体とその住民には、原発政策に関与できる法制度が整備されておらず、自治体と事業者の安全協定は、これを補う切りどころです。

福島第一原発事故の体験を踏まえれば、女川原発についても、三十歳圏内の市町が、事前了解権のある安全協定の締結を求めることは当然です。東海第二原発で実例ができたことを積極的に受け止めています。知事はどう受けとめているでしょうか、お聞かせください。

**大綱三点目、「廃炉の時代」の課題について、困難を過重する再稼働の中止を求めながら、伺います。**

### (1)、「Cs」の放射能汚染廃棄物の処分について

東北電力が女川原発一号機の廃炉を表明しました。核のゴミを増やす再稼働を、一号機についてまず中止したことは、歓迎できることです。

東北電力は十月二十九日、女川町議会に対して、一号機を「解体・撤去」とすると、あら

ためて説明しましたが、解体しても撤去できる見通しがあるのでしょうか。

使用済み核燃料は、核燃料サイクルの破たん、どこにも搬出できなくなっているのではないのでしょうか。

廃炉で発生する放射性廃棄物は、放射能濃度により3段階に分類されています。放射能が極めて高いL1、L2は、三百年は管理しなければならぬとされていますが、これも搬出先は決まっておらず、当面は女川原発の敷地内に保管されるのではないのでしょうか、お答えください。

使用済み核燃料以外は、すべて低レベル放射性廃棄物と呼ばれています。「極めて汚染が低い」というL3の低レベル廃棄物の放射能濃度は、放射性物質がすべてセシウム137の場合の上限が一キログラム当たり十万ベクレルで、指定廃棄物の焼却灰に匹敵します。名前が低レベルでも、日常生活からは想像もできない高い濃度の放射能をもつ廃棄物です。そのL3廃棄物を、東海原発と浜岡原発では、敷地内に素掘りの穴を掘って、埋めて土をかぶせるだけという処分方法がとられています。電力会社が管理するのは五十年まで、その後は誰も管理しないと思いますが、お答えください。

指定廃棄物の焼却灰は、放射能が漏れないように、水の入らない遮断型処分場に処分することになっています。それなのに、同程度の放射能汚染があるL3廃棄物を、海のすぐ傍にある女川原発の敷地内に素掘り処分するというのでは、海の汚染を警戒する漁民の理解や住民の合意を得られるとはとても思えません。

「廃炉の時代」、原発が立地する県政は、一つひとつの問題について、県民の安全を守る立場から関与し、環境への負荷など、後世に悪影響を残さないように廃炉を進めさせる役割があると思いますが、いかがですか。

L3廃棄物については、東北電力が廃炉の計画を立てる前に処分方法の見直しを国に求め、住民合意を原則に対応することを求めるものですが、お答えください。

## (2)、困難を過重する再稼働の中止を求める

十一月二十六日付の「河北新報」に、杉山丞・東北大学特任教授が投稿し、再生可能エネルギーによる発電が全体の二二%を占めるまでに成長しており、電力の安定供給にもう原発は必要がないことを指摘しました。知事の受け止め方をお聞かせください。

杉山氏は、原発を維持するコストだけで十年で一兆円、安全対策工事に三千数百億円かけても、回収できないことを問いかけてきましたが、実態はもっと深刻です。

東北電力は日本原電に対して、原発が止まったまままで電気をまったく供給してもらっていないのに、毎年数百億円も払い続けています。東海第二原発の安全対策の費用でも、千七百四十億円を東電とともに負担させられようとしています。

安倍政権の原発再稼働は、東北電力に大きな犠牲を強要しています。これは新潟を含む

東北七県の住民と事業者に、過大な電気料金としてツケを押し付けるものであり、中止を求めらるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

十一月二十二日に衆議院を通過した「原子力損害の賠償に関する法律」の改正案は、損害の一部しか賠償しない、東京電力救済のためにつくった特別のスキームを、他の原発に拡大するものです。原発事故が引き起こす被害にとらわれず、電力会社が安心して原発を再稼働できるようにするものです。

これでは、宮城の県民と事業者が、福島と同じ苦しみを味わうことになりかねず、断じて許されませんが、知事の考えを伺います。

原発の輸出と再稼働をやめれば、対処しなければならぬ使用済み燃料と放射性廃棄物の総量が確定し、廃炉の時代の方針が見えてきます。

原発の輸出・再稼働は、処理が不可能な「核のゴミ」を増やして子々孫々に残すことになるだけでなく、幾多の分野で「廃炉の時代」をますます困難にするものです。原発の輸出も再稼働も中止させるべきですが、お答えください。

壇上からの質問は、以上です。

(6701字 24分49秒)

3538字+1503字+字1660